

平成 29 年度騒音規制法等施行状況調査の結果について

平成 31 年 3 月 14 日（木）

都道府県等からの報告に基づき、平成 29 年度における騒音に係る環境基準の達成状況及び苦情の件数のほか、騒音規制法に基づく地域指定の状況及び届出件数、措置の状況等について取りまとめましたのでお知らせします。

1. 目的

環境省では、騒音防止行政の一層の推進を図るため、毎年度、全国の都道府県、市及び特別区を通じ、環境基準の達成状況^(※)、騒音規制法に基づく各種措置の施行状況等について調査を行い、その結果を取りまとめています。

※交通騒音に関する環境基準の達成状況については、別途公表しております。

<https://www.env.go.jp/air/noise/noise.html>

2. 調査結果の概要

(1) 騒音に係る環境基準の達成状況

騒音に係る環境基準の地域類型を当てはめる地域を有する市区町村は、平成 29 年度末において、全国の市区町村数の 71.5%に当たる 1,244 市区町村（前年度 1,233 市区町村）でした。

平成 29 年度に環境騒音の測定を実施した地方公共団体数は 327 市区町村（前年度 306 市区町村）であり、全測定地点 2,755 地点（前年度 2,874 地点）のうち、89.7%（前年度 85.7%）の地点で環境基準を達成していました。

(2) 騒音に係る苦情の件数

騒音に係る苦情の件数は、平成 29 年度は 16,115 件（前年度 16,264 件）で、前年度に比べ 149 件減少しました。苦情の内訳を見ると、建設作業が最も多く 5,685 件（全体の 35.3%）、工場・事業場が 4,463 件（同 27.7%）、営業が 1,498 件（同 9.3%）等でした。

(3) 騒音規制法に基づく地域指定の状況及び届出件数

騒音規制法に基づく規制地域を有する市区町村は、平成 29 年度末時点で、全国の市区町村数の 75.2%に当たる 1,310 市区町村（前年度 1,310 市区町村）でした。

同法に基づき届出された規制対象の工場・事業場（特定工場等）の総数は、平成 29 年度末時点で、全国で 210,409 件（前年度 203,788 件）でした。また、同法に基づき平成 29 年度に届出された規制対象の建設作業（特定建設作業）の総数は、85,540 件（前年度 82,058 件）でした。

(4) 騒音規制法に基づく措置の状況

平成 29 年度の騒音規制法の指定地域内の特定工場等に係る苦情は 826 件（前年度 840 件）でした。当該年度に行われた騒音規制法に基づく立入検査は 483 件（前年度 490 件）、報告の徴収は 113 件（前年度 85 件）、騒音の測定は 207 件（前年度 175 件）でした。測定の結果、規制基準を超えていたものは 103 件（前年度 108 件）でした。同法に基づく改善勧告は 2 件（前年度 2 件）、改善命令は 0 件（前年度 0 件）でした。また、行政指導が 562 件（前年度 598 件）行われました。

指定地域内の特定建設作業に係る苦情は1,839件（前年度1,796件）でした。当該年度に行われた騒音規制法に基づく立入検査は1,244件（前年度1,243件）、報告の徴収は236件（前年度221件）、騒音の測定は252件（前年度271件）でした。測定の結果、規制基準を超えていたものは53件（前年度42件）でした。同法に基づく改善勧告及び改善命令は行われませんでした。行政指導が1,435件（前年度1,463件）行われました。

(5) その他

調査により得られた自治体毎のデータは後日ホームページで公表いたします。

<https://www.env.go.jp/air/noise/index.html>

環境省水・大気環境局大気環境課大気生活環境室

直通 03-5521-8299

代表 03-3581-3351

室長 吉川 圭子 (内線 6540)

主査 今川 雄太 (内線 6548)

係員 荻田 篤史 (内線 6543)

I. 騒音に係る環境基準の達成状況

(1) 騒音に係る環境基準の類型当てはめ状況

環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の地域類型を当てはめる地域を有する市区町村は、平成 29 年度末において、全国の市区町村数の 71.5%に当たる 1,244 市区町村であった(表 1)。

表 1 環境基準類型当てはめ状況(平成 29 年度末現在)

	市	区	町	村	計
全市区町村数	791	23	744	183	1,741
環境基準類型当てはめ市区町村数	763	23	420	38	1,244
割合(%)	96.5%	100%	56.5%	20.8%	71.5%

(2) 一般地域における環境基準の適合状況

全国の一般地域(道路に面する地域以外の地域)における環境騒音の状況を把握するため、地方公共団体により測定された環境騒音の環境基準の適合状況について調査した(表 2)。

① 環境騒音の測定実施状況

平成 29 年度に環境騒音の測定を実施した地方公共団体数は 327 市区町村(前年度 306 市区町村)で、環境基準の類型当てはめがなされている 1,244 市区町村の 26.3%であった。

測定地点の総数は 2,755 地点(同 2,874 地点)であり、そのうち定点測定地点数は 2,177 地点(同 2,377 地点)で、全体の 79.0%となった。ただし、定点測定地点とは、測定地点のうち継続的な変化を調査するために定期的に測定を行う地点であり、毎年度実施しているものとは限らない。

② 環境基準の適合状況

環境基準の適合状況は、地域の騒音状況をマクロに把握するために必要な地点を選定している場合と、騒音に係る問題を生じやすい地点等を選定している場合とに分けて集計を行っている。

ア 地域の騒音状況をマクロに把握するために必要な地点を選定している場合

平成 29 年度は、全測定地点 2,343 地点(前年度 2,627 地点)のうち 90.3%(同 86.7%)の地点で環境基準に適合した。

地域類型別にみた場合、A 類型及び B 類型地域(住居系地域)では 1,715 地点(同 1,939 地点)のうち 90.2%(同 87.2%)の地点で適合し、C 類型地域(住居・商工業混在地域)では 625 地点(同 686 地点)のうち 90.7%(同 85.3%)の地点で適合した。

イ 騒音に係る問題を生じやすい地点等を選定している場合

平成 29 年度は、全測定地点 412 地点(前年度 247 地点)のうち 85.9%(同 75.7%)の地点で適合した。

地域類型別にみると、A 類型及び B 類型地域では 275 地点(同 157 地点)のうち 84.4%(同 73.9%)の地点で適合し、C 類型地域では 136 地点(同 90 地点)のうち 89.0%(同 78.9%)の地点で適合した。

(注) この集計における環境基準の適合・不適合の判定については、原則として測定した全ての時間帯において環境基準を満たした場合を「適合」とした。

表2 一般地域における環境基準の測定及び適合状況(道路に面する地域を除く)

測定実施自治体数		全測定地点数	定点測定地点数	ア. 地域の騒音状況をマクロに把握するような地点を選定している場合				イ. 騒音に係る問題を生じやすい地点等を選定している場合			
				AA	A及びB	C	計	AA	A及びB	C	計
327	測定地点数	2,755	2,177	3	1,715	625	2,343	1	275	136	412
	適合地点数	2,470	1,944	2	1,547	567	2,116	1	232	121	354
	適合率(%)	89.7%	89.3%	66.7%	90.2%	90.7%	90.3%	100.0%	84.4%	89.0%	85.9%

AA:特に静穏を要する地域

A:専ら住居の用に供される地域

B:主として住居の用に供される地域

C:相当数の住居と併せて商業、工場等の用に供される地域

③ 環境基準の適合状況の経年変化

平成12年度から平成29年度までの過去18カ年の環境基準の適合状況を図1に示した。平成29年度は前年度より上昇した。

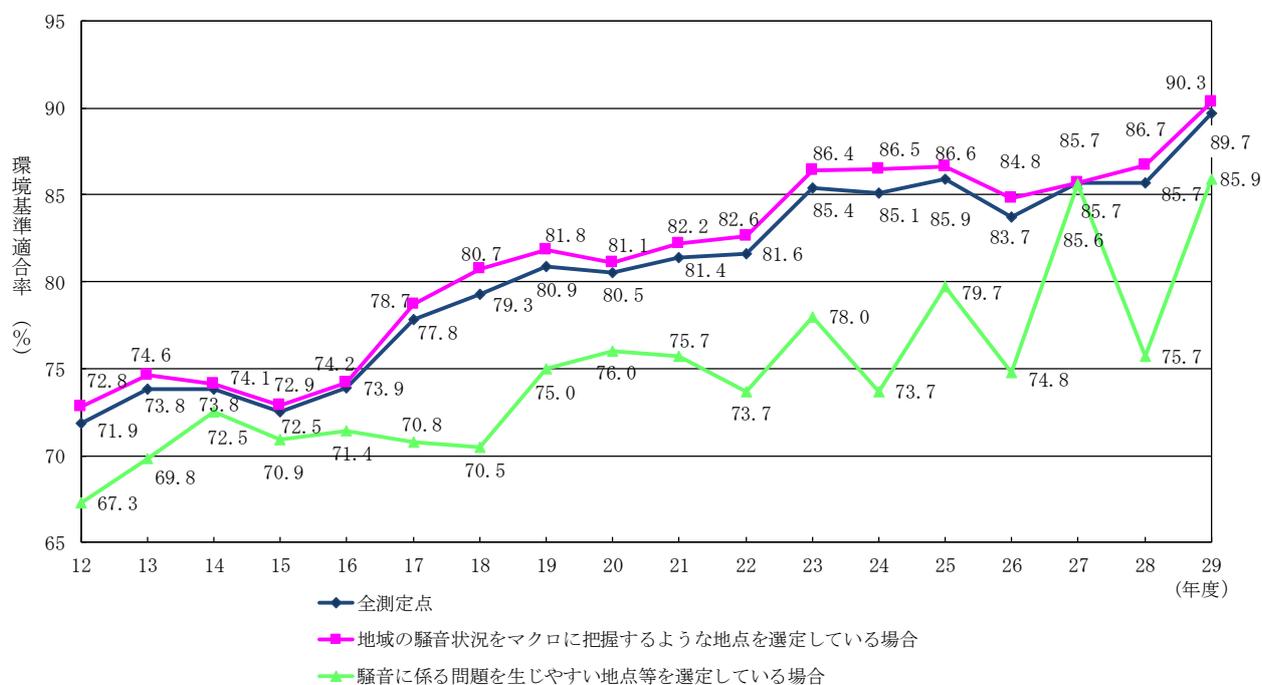


図1 過去18カ年の一般地域における環境基準適合状況

Ⅱ. 騒音に係る苦情の件数

(1) 苦情件数の推移

平成 29 年度に全国の地方公共団体が受理した騒音に係る苦情の件数は 16,115 件であった。これは、前年度 (16,264 件) と比べて 149 件 (0.9%) の減少となった (図 2)。

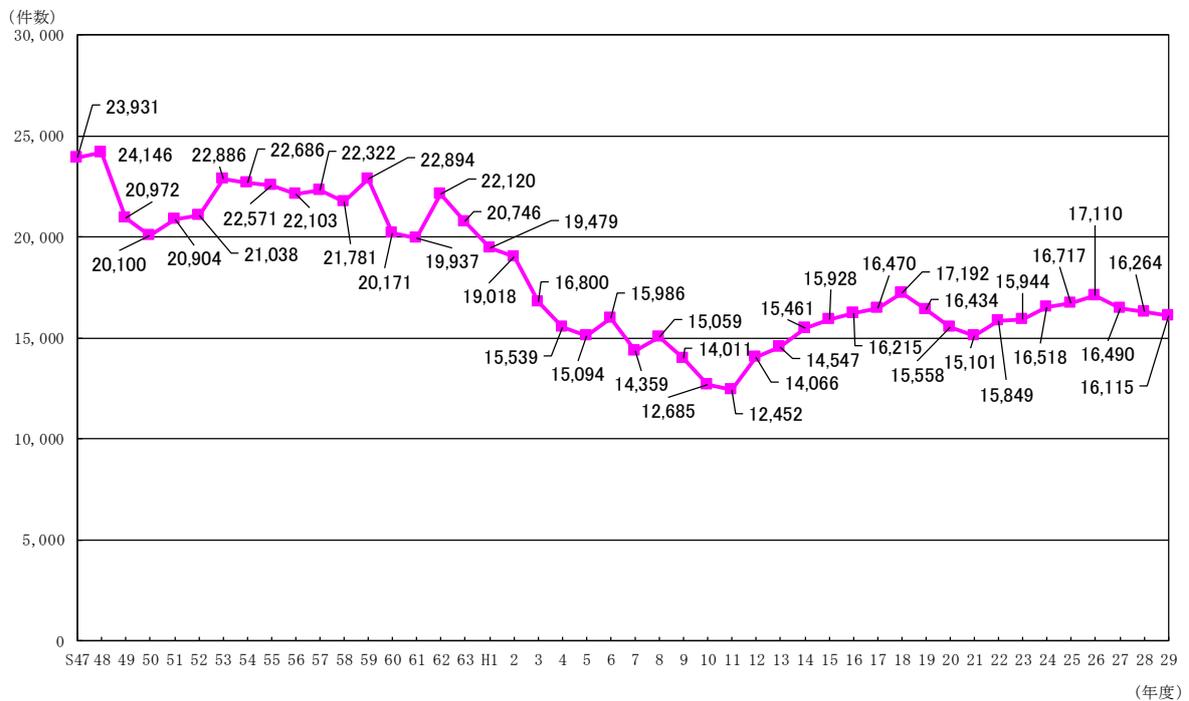


図 2 騒音苦情件数の推移

(2) 発生源別の苦情件数

平成29年度の苦情件数を発生源別にみると、建設作業が5,685件（全体の35.3%）で最も多く、次いで工場・事業場が4,463件（同27.7%）、営業が1,498件（同9.3%）の順となっている（図3、図4）。

また、前年度と比較すると、建設作業に係る苦情が215件（3.9%）、鉄道に係る苦情が23件（35.9%）、営業に係る苦情が21件（1.4%）増加したものの、工場・事業場に係る苦情が98件（2.1%）、自動車に係る苦情が4件（1.3%）、航空機に係る苦情が211件（40.0%）、拡声機に係る苦情が38件（9.1%）、家庭生活に係る苦情が69件（6.8%）減少した。

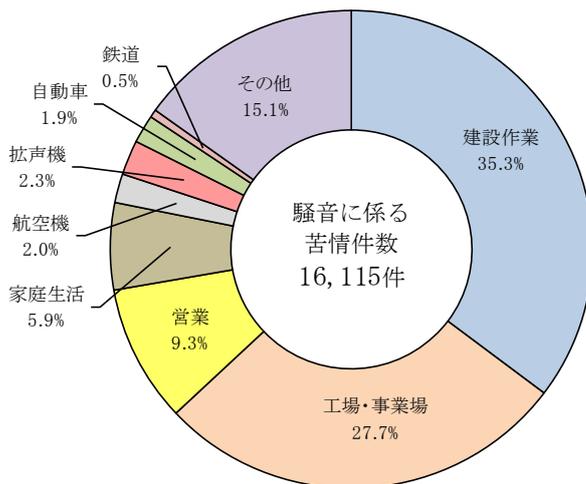


図3 苦情件数の発生源別内訳

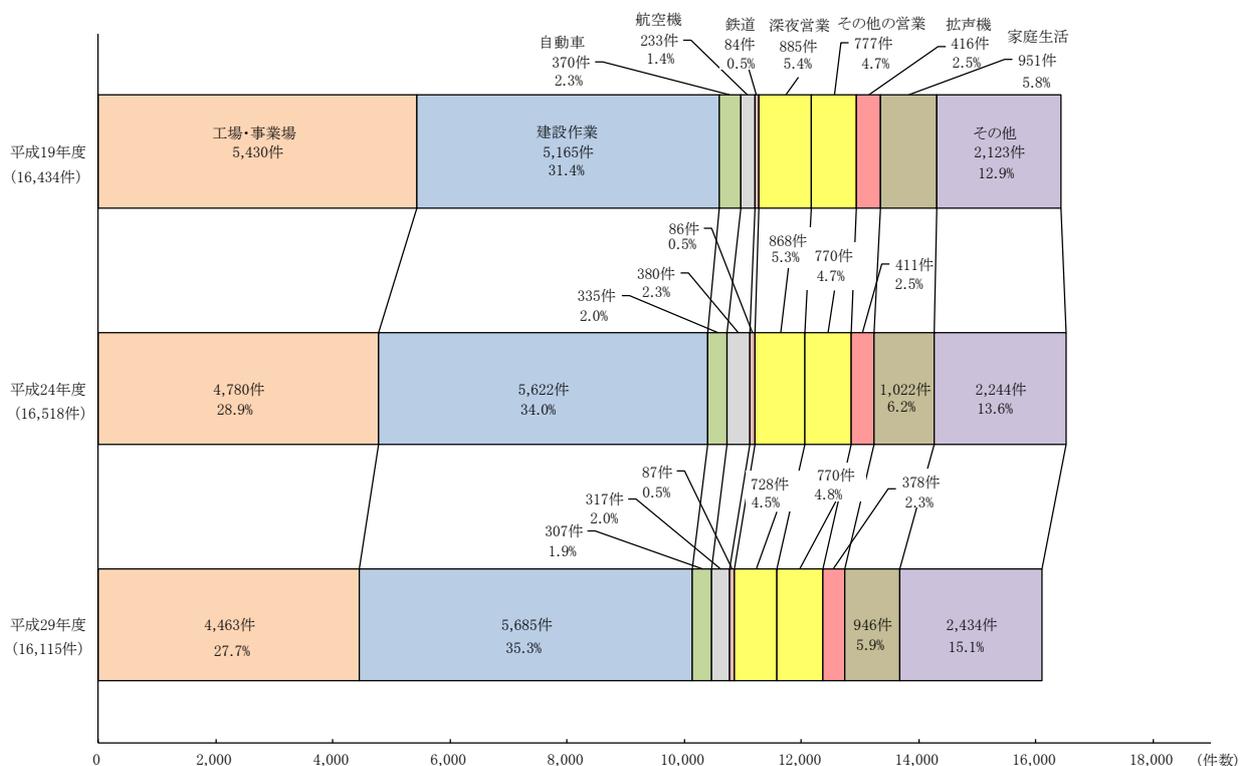


図4 5年毎の苦情件数の発生源別内訳

(3) 都道府県別の苦情件数

平成 29 年度の苦情件数を都道府県別にみると、東京都の 3,099 件が最も多く、次いで大阪府が 1,863 件、愛知県が 1,565 件、神奈川県が 1,198 件、埼玉県が 1,002 件、となっている。騒音苦情件数の上位 5 都府県における合計件数が全体の 54.2%に達するなど、大都市を有する地域における苦情が大きな割合を占めた。この傾向は、人口 100 万人当たりの苦情件数においてもほぼ同様であった（表 3、表 4）。

表 3 都道府県別苦情件数（上位 5 都道府県）

	苦情件数		人口 100 万人当たりの苦情件数	
	都道府県	件数	都道府県	件数
1	東京都	3,099	東京都	226
2	大阪府	1,863	大阪府	211
3	愛知県	1,565	愛知県	208
4	神奈川県	1,198	京都府	149
5	埼玉県	1,002	埼玉県	137
	全国	16,115	全国平均	127

※人口は平成 29 年 10 月 1 日の総務省統計局人口推計による。

表 4 苦情件数の都道府県別対前年度増減状況

都道府県	平成 28 年度	平成 29 年度	増減	増減率	都道府県	平成 28 年度	平成 29 年度	増減	増減率
北海道	340	362	22	6.5%	滋賀県	115	130	15	13.0%
青森県	52	58	6	11.5%	京都府	368	387	19	5.2%
岩手県	63	78	15	23.8%	大阪府	1,813	1,863	50	2.8%
宮城県	230	172	△ 58	△ 25.2%	兵庫県	579	517	△ 62	△ 10.7%
秋田県	49	44	△ 5	△ 10.2%	奈良県	76	81	5	6.6%
山形県	73	72	△ 1	△ 1.4%	和歌山県	58	46	△ 12	△ 20.7%
福島県	124	136	12	9.7%	鳥取県	47	37	△ 10	△ 21.3%
茨城県	433	366	△ 67	△ 15.5%	島根県	23	13	△ 10	△ 43.5%
栃木県	151	169	18	11.9%	岡山県	188	179	△ 9	△ 4.8%
群馬県	190	244	54	28.4%	広島県	263	267	4	1.5%
埼玉県	982	1,002	20	2.0%	山口県	80	90	10	12.5%
千葉県	926	851	△ 75	△ 8.1%	徳島県	53	48	△ 5	△ 9.4%
東京都	3,089	3,099	10	0.3%	香川県	71	68	△ 3	△ 4.2%
神奈川県	1,077	1,198	121	11.2%	愛媛県	151	135	△ 16	△ 10.6%
新潟県	205	183	△ 22	△ 10.7%	高知県	34	17	△ 17	△ 50.0%
富山県	30	31	1	3.3%	福岡県	485	532	47	9.7%
石川県	63	57	△ 6	△ 9.5%	佐賀県	52	48	△ 4	△ 7.7%
福井県	67	61	△ 6	△ 9.0%	長崎県	147	132	△ 15	△ 10.2%
山梨県	108	92	△ 16	△ 14.8%	熊本県	163	166	3	1.8%
長野県	191	181	△ 10	△ 5.2%	大分県	147	145	△ 2	△ 1.4%
岐阜県	164	197	33	20.1%	宮崎県	119	92	△ 27	△ 22.7%
静岡県	472	487	15	3.2%	鹿児島県	138	109	△ 29	△ 21.0%
愛知県	1,565	1,565	0	0.0%	沖縄県	297	157	△ 140	△ 47.1%
三重県	153	151	△ 2	△ 1.3%	合計	16,264	16,115	△ 149	△ 0.9%

△は減少を示す。

(4) 規制対象とそれ以外の苦情件数との比較

Ⅱ(2)で示したように平成29年度の工場・事業場に対する苦情総数は4,463件であり、そのうち騒音規制法の規制対象となる指定地域内の特定工場等に対するものは、826件(全体の18.5%)であった。また、建設作業に対する苦情総数5,685件のうち、同指定地域内の特定建設作業に対する苦情は1,839件(同32.3%)となっている(表5)。

表5 規制対象とそれ以外の苦情件数 (工場・事業場、建設作業)

発生源の種類 年 度		工場・事業場					建設作業				
		特定工場等		左記以外		計	特定建設作業		左記以外		計
		指定地域内	指定地域外	指定地域内	指定地域外		指定地域内	指定地域外	指定地域内	指定地域外	
平成28年度	件数	840	66	3,139	516	4,561	1,796	80	3,418	176	5,470
	%	18.4%	1.4%	68.8%	11.3%	100.0%	32.8%	1.5%	62.5%	3.2%	100.0%
平成29年度	件数	826	70	3,093	474	4,463	1,839	78	3,537	231	5,685
	%	18.5%	1.6%	69.3%	10.6%	100.0%	32.3%	1.4%	62.2%	4.1%	100.0%

(5) 低周波音に係る苦情の状況

平成29年度に地方公共団体が受理した低周波音に係る苦情の件数は269件(前年度315件)であった(図5)。

内訳をみると、工場・事業場及び家庭生活に係るものがそれぞれ64件(全体の23.8%)で最も多かった。(表6)。

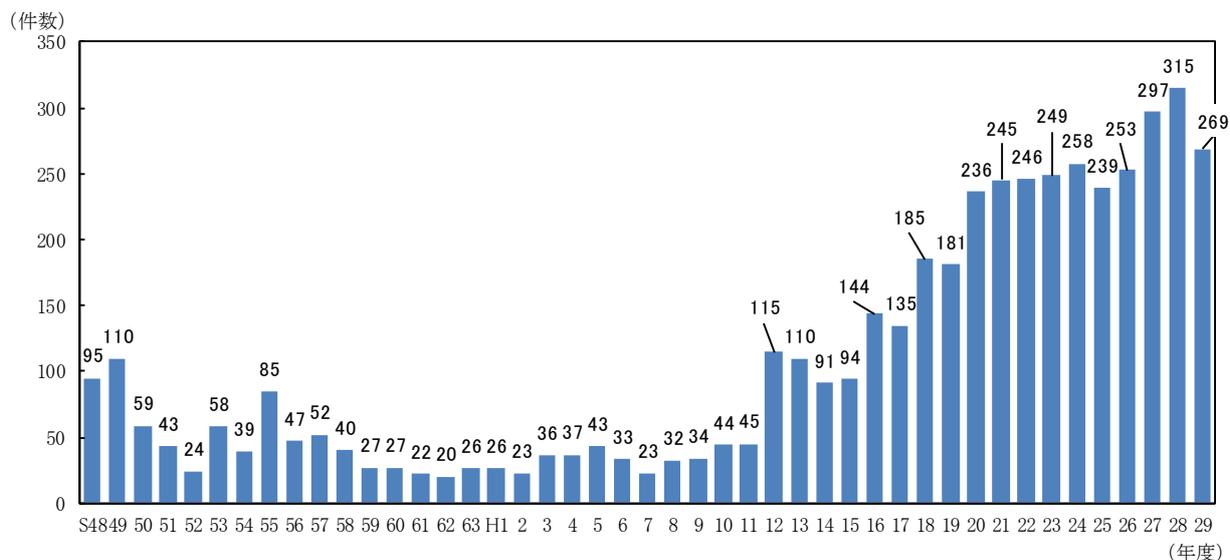


図5 低周波音に係る苦情件数の年次推移

表6 低周波音に係る苦情件数の内訳

発生源	年度																				(件数)			
	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26		27	28	29
工場・事業場	12	16	19	22	21	61	52	40	45	49	54	75	72	65	65	67	83	75	67	72	72	63	64	23.8%
建設作業	1	1	1	0	0	2	3	1	1	6	5	10	10	7	10	10	16	8	19	11	9	16	8	3.0%
道路交通	2	1	1	2	1	1	1	1	3	1	1	5	0	2	3	5	1	5	3	1	4	0	3	1.1%
鉄道	4	3	0	2	1	4	1	3	0	3	1	1	1	2	3	3	0	0	2	0	0	0	0	0.0%
家庭生活	0	0	3	7	1	20	16	20	21	21	15	20	26	43	28	46	31	36	36	59	72	81	64	23.8%
その他	4	11	10	11	21	27	37	26	24	64	59	74	72	117	136	115	118	134	112	110	140	155	130	48.3%
合計	23	32	34	44	45	115	110	91	94	144	135	185	181	236	245	246	249	258	239	253	297	315	269	100.0%

Ⅲ. 騒音規制法に基づく地域指定の状況及び届出件数

(1) 地域指定の状況

騒音規制法に基づき地域指定が行われている市区町村数は、平成29年度末時点で1,310市区町村（前年度1,310市区町村）であり、全国の市区町村数の75.2%（同75.2%）に相当した（表7）。

表7 騒音規制法地域指定の状況（平成29年度末現在）

	市	区	町	村	計
全市区町村数	791	23	744	183	1,741
騒音規制法指定地域	779	23	460	48	1,310
割合（%）	98.5%	100.0%	61.8%	26.2%	75.2%

(2) 特定工場等総数及び特定施設の届出数

騒音規制法に基づき届出された特定工場等の総数は、平成29年度末時点で210,409件で、前年度（203,788件）より6,621件（3.2%）増加した（表8）。また、特定施設の総数は1,548,637件で前年度（1,488,772件）より59,865件（4.0%）増加した（表9の②）（前年度に未報告の地方公共団体に報告を促した結果、増加したもの。）。

特定工場等の内訳をみると、主な特定施設として空気圧縮機等を届け出ているものが全体の43.5%と最も多く、次いで金属加工機械が20.4%であった（表9の①）。

特定施設の届出数の内訳をみると、空気圧縮機等が全体の46.3%と最も多く、次いで織機が20.4%、金属加工機械が17.9%の順となった（表9の②）。

表8 特定工場等総数の最近の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
特定工場等総数	203,138	203,788	210,409
対前年度比 （増減率）	△ 5,769 （△ 2.8%）	650 （0.3%）	6,621 （3.2%）

△は減少を示す。

表9 法に基づく届出件数（平成29年度末現在）

①特定工場等総数

②特定施設総数

主要な設置特定施設	総数	(%)	特定施設	総数	(%)
金属加工機械	42,850	20.4%	金属加工機械	277,919	17.9%
空気圧縮機等	91,527	43.5%	空気圧縮機等	716,353	46.3%
土石用破碎機等	4,923	2.3%	土石用破碎機等	25,938	1.7%
織機	21,006	10.0%	織機	315,176	20.4%
建設用資材製造機械	3,118	1.5%	建設用資材製造機械	4,751	0.3%
穀物用製粉機	539	0.3%	穀物用製粉機	3,326	0.2%
木材加工機械	18,439	8.8%	木材加工機械	57,727	3.7%
抄紙機	616	0.3%	抄紙機	2,025	0.1%
印刷機械	17,492	8.3%	印刷機械	67,188	4.3%
合成樹脂用射出成形機	8,154	3.9%	合成樹脂用射出成形機	66,147	4.3%
鋳造型機	1,121	0.5%	鋳造型機	6,963	0.4%
不明	624	0.3%	不明	5,124	0.3%
計	210,409	100.0%	計	1,548,637	100.0%

注）「不明」は、特定施設別に分けて管理していない地方公共団体があるため。

(3) 特定建設作業の実施届出件数

平成 29 年度中の特定建設作業実施届出件数は 85,540 件（前年度 82,058 件）であり（表 10）、その内訳をみると、さく岩機を使用する作業が 56,790 件（同 52,509 件）と最も多く、次いでバックホウを使用する作業が 15,110 件（同 15,268 件）の順になっており、これらで全体の 84.1%を占めた（表 11）。

表 10 特定建設作業届出件数の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
特定建設作業届出件数	77,985	82,058	85,540
対前年度比 (増減率)	383 (0.5%)	4,073 (5.2%)	3,482 (4.2%)

表 11 特定建設作業の届出件数

特定建設作業の種類	届出件数	(%)
くい打機等を使用する作業	4,151	4.9%
びょう打機を使用する作業	59	0.1%
さく岩機を使用する作業	56,790	66.4%
空気圧縮機を使用する作業	7,300	8.5%
コンクリートプラント等を設けて行う作業	243	0.3%
バックホウを使用する作業	15,110	17.7%
トラクターショベルを使用する作業	514	0.6%
ブルドーザーを使用する作業	1,373	1.6%
計	85,540	100.0%

IV. 騒音規制法に基づく措置の状況

(1) 特定工場等に対する措置等の状況

Ⅱ（４）に示すとおり、平成 29 年度の騒音規制法の指定地域内の特定工場等に係る苦情は 826 件（前年度 840 件）であった。

これに対して騒音規制法に基づき行われた措置は、立入検査が 483 件（同 490 件）、報告の徴収が 113 件（同 85 件）、騒音の測定が 207 件（同 175 件）であった。測定の結果、規制基準を超えていたものは 103 件（同 108 件）であり、改善勧告が 2 件（同 2 件）、改善命令は 0 件（同 0 件）であった。なお、これらの騒音規制法に基づく措置のほか、行政指導が 562 件（同 598 件）であった（表 12）。

表 12 指定地域内の特定工場等騒音に係る措置等の状況

	平成 28 年度	平成 29 年度
立入検査	490	483
報告の徴収	85	113
騒音の測定	175	207
（うち基準超過）	108	103
改善勧告	2	2
改善命令	0	0
行政指導	598	562
（参考）苦情件数	840	826

注）苦情に対して騒音規制法に基づき行われた措置等は、必ずしも当該年度に受理された苦情に対するものとは限らない。

(2) 特定建設作業に対する措置等の状況

Ⅱ（４）に示すとおり、平成 29 年度の騒音規制法の指定地域内における特定建設作業に係る苦情は 1,839 件（前年度 1,796 件）であった。

これに対して騒音規制法に基づき行われた措置は、立入検査が 1,244 件（同 1,243 件）、報告の徴収が 236 件（同 221 件）、騒音の測定は 252 件（同 271 件）であった。測定の結果、規制基準を超えていたものは 53 件（同 42 件）であり、改善勧告及び改善命令は 0 件（同 0 件）であった。なお、これらの騒音規制法に基づく措置のほか、行政指導が 1,435 件（同 1,463 件）であった（表 13）。

表 13 指定地域内の特定建設作業騒音に係る措置等の状況

	平成 28 年度	平成 29 年度
立入検査	1,243	1,244
報告の徴収	221	236
騒音の測定	271	252
（うち基準超過）	42	53
改善勧告	0	0
改善命令	0	0
行政指導	1,463	1,435
（参考）苦情件数	1,796	1,839

注）苦情に対して騒音規制法に基づき行われた措置等は、必ずしも当該年度に受理された苦情に対するものとは限らない。

(3) 道路交通騒音に対する措置等の状況

表 14 に示すとおり、平成 29 年度の騒音規制法の指定地域内における道路交通騒音の苦情は 226 件（前年度 235 件）であった。

これに対して騒音規制法に基づき行われた措置は、騒音の測定が 52 件（同 51 件）行われ、その結果、要請限度を超えていたものが 14 件（同 13 件）であった。また、都道府県公安委員会に対する交通規制等の要請は 0 件（同 0 件）であり、道路管理者に対する道路の構造改善等の意見陳述が 7 件（同 3 件）であった。

なお、これらの騒音規制法に基づく措置のほか、都道府県公安委員会に対する同様の措置依頼が 4 件（同 5 件）、道路管理者に対する措置依頼が 49 件（同 47 件）であった（表 14）。

表 14 指定地域内の道路交通騒音に係る措置等の状況

	平成 28 年度	平成 29 年度
騒音の測定	51	52
（うち要請限度超）	13	14
公安委員会への要請	0	0
道路管理者への意見	3	7
要請以外の公安委員会への措置依頼	5	4
意見陳述以外の道路管理者への措置依頼	47	49
（参考）苦情件数	235	226